

週休 2 日を含めた多様な働き方の推進について

令和 8 年 9 月
山口県土木建築部

本県では、建設業の働き方改革を推進するため、平成 30 年 5 月から週休 2 日モデル工事の試行運用を開始し、建設現場における休日確保に向けた取組を進めてきたところです。

こうした中、国においては、地域の実情や現場の状況等により、多様な働き方が求められている状況を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現を目指し、その支援を行うこととしています。

ついては、これまでの週休 2 日工事の取組状況や国の動向を踏まえ、令和 8 年 10 月以降の工事について、下記のとおり「週休 2 日工事の実施要領」を改定することとしますのでお知らせします。

記

1 週休 2 日工事の実施要領の改定 (<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23345.html>)

- ・週休 2 日の取得に要する費用の計上を終了する。(港湾・空港工事を除く)
- ・「月単位」の指定発注をとりやめ、「完全週休 2 日・月単位・通期」のいずれかに取り組むものとする。
- ・契約後の協議の実施や、完了後の「実施工程表」の提出を求めない。ただし、工事成績評定のため、提示は求める。(港湾・空港工事を除く)
- ・官公庁の休日に作業を行う場合は、事前に発注者に連絡することを明記する。
- ・港湾工事における起算日の考え方（実施工程表の作成方法）を土木工事と統一する。

2 多様な働き方の推進

(1) 気候（猛暑対策等）を踏まえた働き方の推進

受注者は、夏季作業（5～9 月）の予定がある場合、受注者は、契約後速やかに猛暑対策として実施可能な措置を講じるか否かについて、発注者と協議を行うこと。

- ・猛暑対策として実施可能な措置

- ①現場環境改善費の計上
- ②現場管理費の補正
- ③施工時間の変更
- ④工期の変更

(2) ICT・DX 等を活用した効率的な働き方の推進

対面にとらわれない新たな働き方の定着やデジタルを使いこなせる人材の育成に向けて「山口県建設 DX 推進計画」に基づく取組を推進

以 上